

経営概要

農事組合法人光明寺宮農組合

◆代表者・所在地

光田 啓二 富山県高岡市

◆設立

平成27年10月

◆経営規模

水稻 24ha、大麦14ha、野菜(ニンジン) 0.2ha

◆従業員数

常時雇用 1名

◆事業内容

水稻と大麦を主体に、野菜(ニンジン)の生産にも取り組む。



社会保険労務士に相談する(農)光明寺宮農組合の役員の様子

1 現状と相談までの経緯

相談者は、集落営農を母体として、平成27年に法人化した。構成農家戸数は27戸であり、経営状況は収益面・財務面とも問題ない。

当法人は共同出役と従事分量配当により運営しているが、出役者の高齢化が著しく、現在は主に4人の高齢オペレーターで農業機械を動かしており、体力的な限界が見えてきている。

このような状況から、令和6年度から40歳代の現代表理事の親族を専従者として新規雇用し、営農体制を整えたいと考えている。

2 相談内容

令和6年度に新規雇用するにあたって、必要な雇用管理、保険加入、就業ルールの内容等について整理したい。

就労予定者は、令和5年12月に勤務している会社を退職する予定である。令和6年度の国補事業を活用し、雇用する経費の支援を受けたいが、その場合は失業期間が発生するため、その取扱いについてどのように扱えばよいか教えてほしい。

3 支援内容

■ 支援チームによる支援計画の策定

支援チームを交えた話し合いで、専従者の雇用経費に補助事業を活用できないかを検討し、計画を策定した。支援チームだけの判断が難しい内容については、専門家を派遣し、助言をもらうこととした。

■ 専門家派遣を通じた助言の実施

新規雇用を実現するため、支援チームが中心となって相談者の課題の整理等を行なうとともに、社会保険労務士を派遣して保険関係の手続きをサポートした。

・ 法人における労働保険、社会保険の対象に対する助言(社会保険労務士)

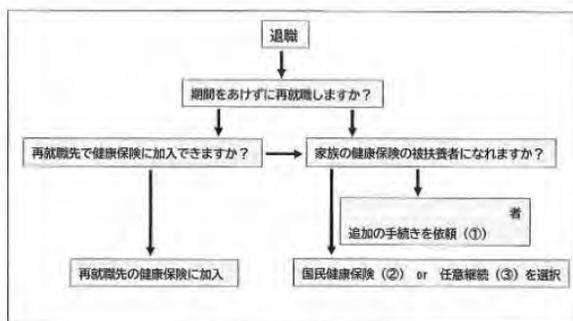
就労予定者は代表理事と生計を共にする家族従事者であることから、労働保険上、一般従業員とできないため、労災保険と雇用保険に加入できないことを説明した。

そのため、民間保険又は農業の特別加入や代表理事の交代等による保険適用の方法について助言した。

・ 退職後の健康保険の選択肢に関する助言(社会保険労務士)

就労予定者を雇用するまでの失業期間中の健康保険について、家族の被扶養者になることができない場合、市役所で健康保険の任意継続と国民健康保険のどちらか保険料の安い方を確認し、加入する方がよいと助言した。

支援チーム構成員：
普及指導員、高岡市職員、
農業経営・就農支援センター専属スタッフ



専門家派遣の際に活用したフローチャート

■ 支援を受けて・・・

就労予定者が令和5年12月に退職すること、新たに締結する雇用契約より前に従事分量配当を含む雇用関係がある場合は国補事業の助成対象とならないことを、支援チームを通して確認できた。

支援チームを交えて話し合い、国補事業を活用せず、令和5年12月の「臨時総会」で法人の代表理事の交代を行い、就労予定者を1月から正式に給与制で正規従業員として雇用することを決議した。

■ 今後の展開

今回の決定により、就労予定者の採用方針が明確化され、労災保険、雇用保険にも加入できるようになった。

今後は専従者としての活躍が大いに期待されている。



エンジンの収穫作業

喜びの声

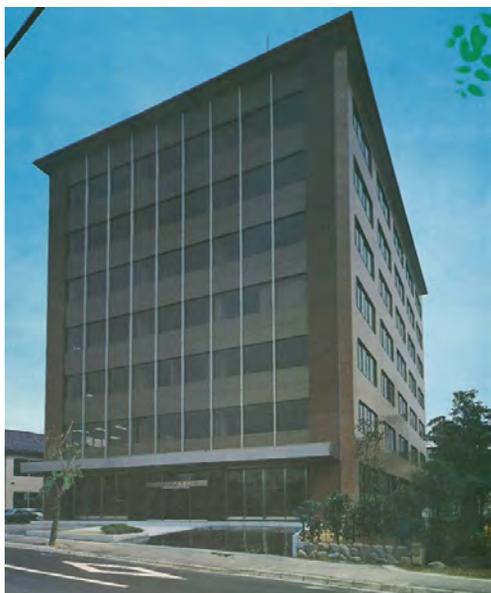
当法人を設立してから初めての専従者雇用であり、なるべく中途半端な形ではなく社会保険や労働保険の正式な加入で正規の雇用状態にしてあげたいと考えていました。社会保険労務士に相談することができて、問題点を指摘してもらい大変助かりました。

専属スタッフ所感

従業員を雇用したことのない従事分量配当型の集落営農法人が就業ルールや雇用契約内容を定める際は、中小企業を参考に雇用契約案を作成していますが、給与の定義、時間外手当の計算式等に参考にできない箇所が見られます。

集落営農法人には、給与や社会保険関係の実務的な作業を行える方がなかなかいらっしゃらないため、保険関係の手続きや給与計算等をサポートする仕組みが、より一層重要になると感じました。

<支援機関> 富山県農業経営・就農支援センター



富山県森林水産会館外観

組織概要

■ 相談窓口

【経営相談】

住 所：富山県富山市舟橋北町4番19号
富山県森林水産会館6階
一般社団法人 富山県農業会議

電話番号：076-441-8961

受付時間：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）
9：30～12：00 13：00～17：00

【就農相談】

住 所：富山県富山市舟橋北町4番19号
富山県森林水産会館6階
公益社団法人 富山県農林水産公社
農業部農業担い手育成課

電話番号：076-441-7396

受付時間：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）
9：30～12：00 13：00～17：00

農業者向けの経営相談窓口と就農希望者向けの就農相談窓口を設置し、法人化や経営継承に関する相談から就農先や研修先の紹介まで幅広く対応しています。ぜひ一度ご相談ください。